給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００３６号

東京都世田谷区上野毛１―５―５―204
再生債務者　瀬戸脇裕喜
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年11月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年12月４日まで
平成26年11月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第３号

岡山県倉敷市日吉町280番地５
再生債務者　二階堂恭生
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年12月11日まで
平成26年11月20日　岡山地方裁判所倉敷支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第４号

千葉県印西市西の原３丁目９番地２棟103号
再生債務者　平澤　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年11月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月21日　千葉地方裁判所佐倉支部

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十六年十一月十四日に東京都知事の認証を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十七年三月二十日までにお申し出下さい。
平成二十六年十二月二日
東京都北区滝野川七丁目三五番二号
（甲）特定非営利活動法人ジャパンマック
理事　荒井　元傳
神奈川県川崎市川崎区東門前二丁目二番一〇号
（乙）特定非営利活動法人川崎マック
理事　稲富　正治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年十二月二日
東京都新宿区新宿二丁目七番三号
合同会社新日本エネルギー
代表社員　坂本　政則

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十六年十二月二日
東京都品川区西五反田二丁目二七番三号
ＡｰＰＬＡＣＥ五反田
ジェナム・ジャパン株式会社
代表取締役　吉邑　裕治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十六年十二月二日
東京都港区西麻布四丁目一二番二四号
ノバルティスアニマルヘルス株式会社
代表取締役
マーティンアームストロング

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるアンニ・アイリンピエティが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年十二月二日
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五九番四号ク
エストコート原宿一〇一
Ａｒｔｅｋ　Ｏｙ　Ａｂ
日本における代表者
アンニ・アイリンピエティ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当会社の日本における営業所の閉鎖及び日本に住所がある全ての日本における代表者であるヤマモト・アン・トモコが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年十二月二日
長野県上水内郡信濃町大字古間一二一番地二
Pied Piper, Inc.
日本における代表者
ヤマモト・アン・トモコ

限定承認公告

本籍愛知県安城市安城町清水三九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　神谷　忠興
右被相続人は平成二十六年二月一日から十日までの間に死亡し、その相続人は平成二十六年十一月十九日名古屋家庭裁判所岡崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十二月二日
東京都世田谷区弦巻二丁目一八番二一の二
○五号
限定承認者　神谷　重幸

限定承認公告

本籍東京都新宿区百人町二丁目三五四番地、最後の住所埼玉県蕨市中央三丁目六番五号ハイム高田一階　被相続人　亡　渡邊　治雄
右被相続人は平成二十六年六月十二日死亡し、その相続人は平成二十六年八月二十八日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十二月二日
東京都新宿区新宿二―一九―一三坂善第一ビル八階
限定承認者渡邊たつ江
代理人弁護士　亀井　英樹

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所東京都新宿区原町三丁目一八番地ベルヴェデール・ツジ四〇一
被相続人　亡　金井利充こと　金　輝斗
右被相続人は平成二十六年六月二日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月十七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十二月二日
大阪府大阪市生野区巽北四丁目一一番一四号アパルトタツミ五Ｃ
相続財産管理人
松本幸子こと　李　幸子

限定承認公告

本籍沖縄県中頭郡北谷町字下勢頭三七七番地、最後の住所沖縄県沖縄市高原四丁目二三番一八号　被相続人　亡　喜友名カツ子
右被相続人は平成二十六年九月四日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月十九日那覇家庭裁判所沖縄支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年十二月二日
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味九四番地
限定承認者　當山　昇進

訂正公告

平成二十六年十一月十三日（号外第二五〇号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、乙の代表者「代表取締役　李　相哲」とあるは「取締役　李　相哲」の誤りにつき訂正します。
平成二十六年十二月二日
兵庫県明石市松の内二丁目三番地の九
（甲）株式会社タツミコーポレーション
代表取締役　朴　成哲
兵庫県神戸市西区玉津町今津一七八番地の一
（乙）有限会社玉江橋
取締役　李　相哲
兵庫県神戸市東灘区住吉宮町四丁目四番五号
（丙）有限会社住吉タイガース
代表取締役　李　相哲

正誤

ページ	段	行	誤	正
			平成二十六年十一月十二日（号外第二百四十九号）公布厚生労働省令第百二十一号（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則）（印刷誤り）	
一六	下	終りから一五	同じ。	以下同じ。
〃	〃	〃一〇	受けその	受け、その
			平成二十六年十一月十二日法務省告示第四百八十七号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）	
			二ページ一段終りから一六行目から一五行目までを削除する。	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　十二月二日付第二六八号三　二ページ●同日付政府調達第二二五号二四ページ
発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）